

○大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例

令和元年12月26日大府市条例第31号

大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 土地の埋立て等の許可等（第7条—第16条）

第3章 雑則（第17条—第29条）

第4章 罰則（第30条—第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内における土地の埋立て等について、市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 土砂等 土砂、砂利及びこれらに混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- （2） 土砂等の採取 土砂等を利用する目的をもって土地を掘削し、又は土地利用に伴って発生する土砂等を他に移動する行為をいう。
- （3） 土地の埋立て等 土砂等の採取並びに土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をする行為をいう。
- （4） 事業区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。
- （5） 事業者 土地の埋立て等に関する工事業を施行する者をいう。
- （6） 土地所有者 事業区域の土地の所有者をいう。

（適用事業）

第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上又は土地の埋立て等に係る土

砂等の体積が500立方メートル以上の土地の埋立て等（事業区域の面積が500平方メートル未満かつ土地の埋立て等に係る土砂等の体積が500立方メートル未満の土地の埋立て等であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100メートルの区域内において、同一の事業者が当該土地の埋立て等を施行する日前3年以内に土地の埋立て等を施行し、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に施行し、又は施行中の土地の埋立て等に供する区域の面積を合算して500平方メートル以上又は土地の埋立て等に係る土砂等の体積が合算して500立方メートル以上になるものを含む。）について適用する。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (2) 他の法令の規定による許可等を受けて行う土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等
(市の責務)

第4条 市は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域の周囲300メートルの範囲内の土地に現に居住する住民（以下「周辺住民」という。）の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業者は、当該土地の埋立て等の実施に際し、通行又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。
- 4 建設工事及び土木工事に伴い発生する土砂等を排出する者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、事業区域内において、事業者が行う土地の埋立て等による土壌の

汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

- 2 土地所有者は、前項の規定による確認において、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。
- 3 土地所有者は、事業者が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

第2章 土地の埋立て等の許可等

(土地の埋立て等の許可)

第7条 事業者は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業区域の土地の所有者又は当該土地に関して地上権、地役権、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。）の土地の埋立て等についての同意書
- (2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積に用いる土砂等の性質及び有害物質（土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。第20条において同じ。）による汚染の状態が、規則で

定める基準に適合していないとき。

(2) 当該土地の埋立て等が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するとき。

(3) 規則で定める施工基準に適合していないとき。

(4) 当該土地の埋立て等に伴う生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な措置が規則で定める基準に適合していないとき。

(5) 当該土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積に用いる土砂等の発生場所が特定されていないとき。

2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 別にこの条例の規定に基づく許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、次のいずれかに該当するとき。

ア 第23条の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく改善をしていないとき。

イ 第24条第1項又は第3項の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく土地の埋立て等の中止をしていないとき、若しくは原状回復が完了していないとき、又は土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のために必要な措置を完了していないとき。

(2) 第24条第2項の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく土地の埋立て等の中止をしていないとき、若しくは原状回復が完了していないとき、又は土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のために必要な措置を完了していないとき。

3 市長は、前条第1項の許可に当たり、当該許可に係る事業区域の周辺の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な限度において、条件を付けることができる。

(変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に変更許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、事業者が偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(説明会の開催)

第11条 事業者は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等（事業区域の土地に隣接する土地の所有者等をいう。次項において同じ。）及び周辺住民に対し、事業区域の土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、隣接地権者等の3分の2以上又は周辺住民の世帯主の3分の2以上から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、申出があった日から14日以内に、説明会を開催しなければならない。

(着手の届出)

第12条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第3項の規定による届出をした者は、前項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなければならない。

(完了の届出)

第14条 第7条第1項の許可を受けた者（第9条第1項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを速やかに確認しなければならない。

(廃止又は休止の届出)

第15条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、その日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(再開の届出)

第16条 第7条第1項の許可を受けた者は、前条第1項の規定により休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

第3章 雑則

(地位の承継)

第17条 第7条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る土地の埋立て等の事業を譲り渡し、又は許可を受けた者について、相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があったときは、その事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第7条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置)

第18条 第7条第1項の許可を受けた者は、施工管理者を設置し、当該許可に係る事業区域の周辺的生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(台帳への記載)

第19条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を台帳に記載しなければならない。

(土壌の調査等)

第20条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとに区分した各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、土地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた事業者は、求められた日から14日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。

(立入検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業区域又は事業者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは台帳、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第23条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて改善すべきことを命ずることができる。

(1) 第9条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。

(3) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第13条の規定による標識を設置せず、又は変更しないとき。

(5) 第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(6) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(7) 第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(8) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(9) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(10) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(11) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第24条 市長は、第8条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っている者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を行っている者又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するために緊急の必要があると認めるときは、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けて土地の埋立て等を行っている者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者への勧告)

第25条 市長は、事業者が前条第1項又は第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第26条 市長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(代執行)

第27条 市長は、第24条又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、代執行をすることができる。

(公表)

第28条 市長は、事業者が第24条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及びその事実を公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第30条 第24条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第23条第9号の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 第23条第2号、第10号又は第11号の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第32条 第23条第1号又は第3号から第8号までの規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際現に着手している土地の埋立て等について、事業の施行後に500平方メートル以上又は500立方メートル以上に拡大されたときは、この条例の施行の日以後に拡大された事業区域については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。